

## 理事長就任ごあいさつ

一般財団法人 都市農地活用支援センター  
理事長 坂山 修平

平成29年6月27日に、(一財)都市農地活用支援センター理事長に就任致しました、坂山です。どうぞよろしくお願い致します。

当センターは、平成3年10月に、建設省、農林水産省、国土庁を主務官庁として設立され、平成25年4月に一般財団法人に移行しました。

当センターでは、都市農業の振興の取組みと連携し、都市農地等の計画的な利用・保全による良好な居住環境を有する宅地の形成、優良な賃貸住宅建設等及び都市農地等と宅地が調和したまちづくりを促進するための調査研究、事業支援、居住環境の維持改善、普及啓発等を行い、国民生活の向上に寄与することを目的として、事業運営を行っています。



新鮮で安心、安全な地元産農産物の供給、防災機能、消費者と生産者の交流や潤いややすらぎのある都市生活等、都市農業が有する多様な機能に対する評価、期待が高まる中、平成27年4月に、都市農地の保全や都市農業の安定的な継続を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業振興基本法が制定・施行されました。

この基本法を受けて、平成28年5月に、都市農業振興基本計画が閣議決定され、農業政策では、都市農業に対しても、主要な農業振興施策によって支援する方向に転換し、都市政策では宅地や公共施設の予定地等とみなされてきた都市農地を、貴重な緑地として都市に「あるべきもの」と転換されました。

更に、平成29年4月に都市緑地法等の一部を改正する法律が成立し、生産緑地地区の面積要件の引き下げや生産緑地地区における建築規制の緩和等が図られています。

現在、国における関連税制の検討、地方公共団体における都市農業振興基本計画を基本とした地方計画の策定や生産緑地関連の条例制定の検討の他、国、地方公共団体や様々の関係団体において都市農業の振興や都市農地の保全に向けた施策の検討が進められています。

平成29年2月、当センターでは、財団設立の経緯、目的を踏まえ、地方自治体の取り組みを支援するため、新たに「自治体政策支援室」を設置しました。従来から実施している「農」の機能発揮支援アドバイザー派遣事業と合せて、ご活用いただけますようお願い致します。

これまで蓄積してきたノウハウ・情報を活用するとともに都市農地活用・保全アドバイザー等の専門家のご協力をいただき、調査・研究・提言や、専門家との連携強化、人材の育成、地域でのまちづくり支援等に積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

皆様方の更なるご指導とご支援を心からお願い申し上げ、新任のご挨拶と致します。